

令和8年度展示会等誘致開催促進事業委託業務に係る企画提案募集要領

この公募は、令和8年度沖縄県当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合、又は、今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定（以下「交付決定」という。）がなされなかった、若しくは交付額が変更された場合にあつては、一部又は全部の契約を締結できないことがありますので、予めご留意願います。

沖縄県では、「令和8年度展示会等誘致開催促進事業」を実施します。

受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 事業目的

本事業は、展示会・見本市・商談会（以下、「展示会等」という。）の誘致や開催支援等を行うとともに、沖縄 MICE ネットワークを活用した専門人材の育成及び展示会等の受入体制強化に取り組み、海外展開のビジネス交流拠点となる「プラットフォーム沖縄」の構築を図ることを目的とする。

業務実施に際しては、沖縄 MICE 振興戦略（平成 29 年 7 月）を始め沖縄県の MICE 関連施策や、国内外の先進地事例を踏まえたものとする。

2 事業期間

令和8年度から令和10年度までの3年間（ただし、契約は単年度契約とし、各年度末の継続審査委員会において事業実施者として適切か否か判断するものとする。また、各年度の予算状況によって契約の一部又は全部を締結しないことがある。）

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

5 予算額

15,188千円以内（消費税及び地方消費税含む）ただし、この額は、企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 展示会の誘致・開催等に関する実績を有し、海外拠点等の活用が可能であること。
- (2) 県内事業者、業界団体等とネットワークを有し、沖縄県の商工施策全般に精通していること。
- (3) 沖縄県内に事業所を有するなど、本業務の円滑な調整ができる体制を構築すること。
また、そのために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務があるものについては、これらに加入していること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 共同企業体として応募をする場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 構成員のいずれかが、（1）から（2）までの要件を満たす者であること。
 - ウ 構成員の全てが、（3）から（8）までの要件を満たす者であること。
 - エ 構成員が、本業務に応募する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、本業務の目的を達成するために、構成員間で協定を締結の上、構成員間の連携を密にし、本業務の推進及び成果の達成を図ること。
- (10) 1 提案者（共同企業体で応募する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

地方自治法施行令第 167 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

7 応募の手続き

(1) 企画提案に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書〔様式 1〕に必要事項を記入の上、下記により電子メールにて提出すること。

■受付期間：令和 8 年 2 月 16 日（月）～ 2 月 24 日（火）17 時

■提出先：沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課 MICE リゾート班
電子メールアドレス aa081302@pref.okinawa.lg.jp

■件名：「令和 8 年度展示会等誘致開催促進事業に関する質問」

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、公募・入札発注情報ホームページへの掲載により行う。

■回答日時：令和 8 年 2 月 26 日（木） ※13 時以降予定

■掲載 URL：沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025075/1037593/index.html>

(3) 企画提案書及び応募書類等の提出

応募書類等の提出は、下記により持参又は郵送（書留郵便による）にて提出すること。
なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

■提出期限：令和8年3月4日(水)12時必着 ※期限厳守

■提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課 MICE リゾート班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁8階）

電話番号：098-866-2077 FAX 番号：098-866-2264

(4) 提案内容の審査

書類審査を行い、必要に応じて提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

■日 時：令和8年3月11日(水) ※AM 予定

■場 所：沖縄県庁（本庁舎）8階 MICE 推進課会議室（MICE 推進課向かい会議室）

※実施する場合、日時（各提案者の開始時間）及び場所について個別に連絡する。

※プレゼンテーション 15 分、質疑応答 20 分の 35 分程度を予定。

(5) 問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課（担当：山口）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁8階）

電話番号：098-866-2077 FAX 番号：098-866-2264

8 提出書類及び必要部数等

下記、必要書類を一連にして10セット（原本1部、コピー9部※すべて片面印刷）作成し、ドッチファイル（縦）に綴って提出すること。

(1) 企画提案応募申請書 [様式2] ※要押印

(2) 企画提案書 [様式3]

(令和8年度から令和10年度毎に内容を記載)

(3) 積算書 [様式4] (※1)

(令和8年度から令和10年度につき年度毎に作成)

(4) 実施計画 [様式5]

(令和8年度から令和10年度につき年度毎に作成)

(5) 会社概要表 [様式6]

(6) 実績書 [様式7]

(7) 誓約書 [様式8] ※要押印

(7) 共同企業体構成書 [様式9] (※2)

(8) 共同企業体協定書※要押印 (※3)

(9) その他提案に関する資料(様式任意)

一連にして10セット（片面）作成し、ドッチファイル（縦）に綴ること

ア 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

イ 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

ウ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

エ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類

オ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

(※1) 積算書の費目については、下記の内容で提出すること。

○直接人件費

○直接経費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料 等）

○再委託費（再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること）

○一般管理費

（委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費。「（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内」とする。）

○消費税

（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

(※2) 共同企業体として応募する場合に提出すること。

(※3) 共同企業体として応募する場合に提出すること。なお、協定書の主な内容は下記のとおりとする。

○目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の出資割合、構成員の連帯責任、瑕疵担保責任等

9 委託先候補事業者の選定

(1) 選定の方法

ア 沖縄県文化観光スポーツ部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、委託先候補者の優先順位を決定する。

イ MICE 推進課において、提出された書類に基づき書類審査（1次審査）を行う。

ウ 1次審査に合格した事業者を対象に、必要に応じて、プレゼンテーションによる審査を行う（2次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

エ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

オ 評価委員会が選定した委託先候補者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

カ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

※企画提案の交付決定を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となります。

(2) 主な評価項目（予定）

評価委員会は、審査に当たっては以下の事項等について評価を行う。

ア 適合性 事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること

イ 具体性 提案内容が具体性かつ効果的であること

ウ 実効性 確実かつ円滑に業務を遂行できる知見・能力・体制等を有していること

エ 妥当性 事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること

オ 総合評価

10 委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託契約については、国からの交付決定後に行う。従って、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

11 その他留意事項

- (1) 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションに要する費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結に当たり、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 委託先候補事業者の選定に当たっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、県と受託事業者間で協議の上、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 契約手続きに関する費用については、委託先候補事業者の負担とする。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) その他、公募に係る詳細は企画提案仕様書による。